

平成 15 年 10 月 30 日

株式会社 数理設計研究所における科学研究費補助金による研究実施について

代表取締役社長

玉置 晴朗

印

当社においては、所属する常勤の研究者は、下記の取扱いにより科学研究費補助金による研究を行い、その研究成果の普及を図ります。

記

(研究計画の立案及び実施)

第 1 研究者が科学研究費補助金による研究を実施する場合は、他の業務に支障をきたさない範囲において自発的に当該研究計画を立案し、実施するものとする。

なお、当該研究計画を立案し実施する研究者は、あらかじめ様式に従った研究計画調書を作成し、当該調書の写しを社長宛に提出するものとする。

(研究計画の公表)

第 2 科学研究費補助金による研究を行って得た研究成果については、研究者は、他の規定等にかかわらず公表するとともに、機関は、研究者が公表することを妨げないものとする。

(研究報告の義務)

第 3 科学研究費補助金による研究を行う研究者は、科学研究費補助金制度に係る規定及び交付の際に附される諸条件に従い報告書を作成し、当該報告書等の写しを社長宛に提出するものとする。

(管理等の事務)

第 4 科学研究費補助金の研究計画調書の取りまとめや補助金の経理管理等の事務は、庶務課において行うものとする。